

平成22年8月4日

株式会社 但馬銀行

投資信託「H S B C インドネシア債券オープン（毎月決算型）」
の取扱開始について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、より多くのお客さまのニーズにお応えするため、平成22年8月4日（水）から、新たな投資信託商品の取扱いを下記の通り開始しますのでお知らせいたします。

記

商 品 名	H S B C インドネシア債券オープン（毎月決算型）
商 品 分 類	追加型投信 / 海外 / 債券
委 託 会 社	H S B C 投信株式会社
当 初 申 込 期 間	平成22年8月4日から平成22年8月25日
継 続 申 込 期 間	平成22年8月26日から平成23年11月4日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
信 託 期 間	平成22年8月26日（信託設定日）から平成32年8月7日（償還日）まで（約10年間）
購 入 単 位	一般コースおよび累投コース：1万円以上1円単位 定時定額（累投コースのみ）：1万円以上5千円単位
ファンドの費用	お申込み時 購入時手数料 購入価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額とします。 なお、購入価額は以下のとおりとなります。 当初申込期間でのお申込：1口あたり1円 継続申込期間でのお申込：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 保有期間中 運用管理費用（信託報酬） 純資産総額に対して年1.6275%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とします。 その他の費用

<p>ファンドの費用</p>	<p>(1) 有価証券売買委託手数料 / 外貨建資産の保管費用 / 借入金利息、融資枠設定に要する費用 / 信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金利息</p> <p>(2) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用 / 法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用 / 当ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用 / 法定書面の作成、印刷、交付に係る費用 / 監査報酬及び法律顧問、税務顧問に対する報酬及び費用等 ((2) の項目については純資産総額に対し上限年 0 . 2 % としてファンドより支払われます。)</p> <p>(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することはできません。)</p> <p>換金時 換金手数料 ありません。 信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0 . 3 % の率を乗じて得た額とします。 お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 詳しくは、投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。</p>
<p>ファンドの特色</p>	<p>当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。</p> <p>主として、インドネシア共和国の現地通貨建債券等に投資し、債券ポートフォリオを構築します。マザーファンドへの投資を通じて、主にインドネシア共和国の政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に投資します。</p> <p>運用委託契約に基づいて、H S B C グループの一員であるシノピア・アセット・マネジメント (アジア・パシフィック) リミテッドにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>マザーファンドの組入れについては、原則として高位を保ちます。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。</p> <p>市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。</p>
<p>投資リスク</p>	<p>投資信託は元本 (元金) が保証されている金融商品ではありません。</p>

	<p>運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。当ファンドは、主に外国債券を実質的な投資対象としますので、組入外国債券の価格の変動や、組入外国債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資するため、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。</p> <p>また、当ファンドが有する主なリスクには、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」、「カントリーリスク」、「投資対象国における税制変更にかかるリスク」、「換金資金の流出に伴うリスク」等がありますが、基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。</p> <p>詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご確認ください。</p>
--	--

投資信託に関する留意点
<p>投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。</p> <p>投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構および投資者保護基金の保護の対象ではありません。</p> <p>投資信託は元本および分配金が保証されている商品ではありません。</p> <p>但馬銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。</p> <p>投資信託ご購入の際は契約締結前交付書面（投資信託説明書 交付目論見書）により必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。</p> <p>契約締結前交付書面（投資信託説明書 交付目論見書）は当行本支店にご用意しております。</p>

販売会社

商号等 株式会社 但馬銀行

登録金融機関 近畿財務局長（登金）第14号

加入協会 日本証券業協会

以上

<お問い合わせは> 0120-164-230（フリーダイヤル）

受付時間 / 9:00～19:00

（土・日・祝日のほか、1月1日～3日、12月31日は除く）